

令和8年5月28日公安委員会会議概要

第1 会議日時

令和8年5月28日（木） 午前9時40分 ～ 午後2時40分

第2 会議場所

公安委員会会議室、公安委員室

第3 出席者

1 公安委員会

松永委員長 久保田委員 三輪委員 杉山委員 中山委員

2 警察本部

本部長 総務部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官 サイバー対策本部長 警察学校長

第4 議事の概要

1 審議・報告案件

(1) 静岡県多文化共生推進基本計画の策定と県警の取組について（警務部）

警務部長から、静岡県による第4期静岡県多文化共生推進基本計画の策定と、同計画における県警察の取組について報告があり、委員から、「秩序と共生の両立」が大切であるとの計画理念について「静岡県は最も多いブラジルの方をはじめ、雇用からの定住という形で居住が進んだため落ち着いている印象であるが、全国に目を向けると、居住する外国人とのトラブルやヤードの犯罪利用等が起きているところもある。そのような全国の動きや背景事情は注視していってほしい。」旨の発言や、「今後も外国人材の増加が予想されていく中で、外免切替制度における試験難度の見直しにあるように、日本の法律をしっかりと守ってもらうという考えは必要ではないか。」「秩序と共生の両立が大切という考えに立てば、外国の方には日本の文化を尊重してもらう必要があると思います。その一方で、日本人もまた、自国の文化の独自性や日本に存在する秩序の尊さを認識して、共生に向けて外国の方とどのように向き合っていくのかを考える必要があると思います。」「ライフステージに応じた支援を行っていくには、様々な機関同士の連携と、教育や就業環境を含めた日本人と外国人との相互理解が必要だと思っています。」旨の発言があったほか、「外国の方の生活の安定の有無は、日本社会に帰属する場所があるか否かにもよるかもしれません。例えば、事件を起こした方の背景を分析することで、問題の所在、対処の要点が見つかるかもしれません。」旨の発言などがあった。

これらの発言に対し、警務部長が「共生に向けてはライフステージに応じた支援も必要となる。集住地区をはじめ、居住する外国人のコミュニティに接しながら対処していくこ

とが大切だと考えている。」旨を返答し、本部長が「外国人に対する誤解や排斥が生まれな
いよう、情報発信の仕方には留意していく。」旨を返答した。

また、委員から警察の取組について「マズローの欲求段階説というものがあり、人は、
食欲や睡眠欲といった生理的な欲求が満たされると、次に安全を欲求するとされており、
安全で平穏な生活の保障は警察が担っている。多文化共生の先進県警察として、治安維持
と共生の両立を引き続きお願いしたい。」旨の発言があった。

(2) 国際イベント「スプリングファンフェス 2026」における交通安全等広報活動の実施結果
について（交通部）

交通部長から、在ブラジル総領事館と連携し、ブラジル人による多文化共生型イベント
「スプリングファンフェス 2026」において交通安全等の広報活動を実施した旨の報告があ
り、委員から「約 1,000 人のブラジルの方に広報できたということで、総領事館と連携す
ることでよい取組ができましたね。」旨の発言があり、交通部長が「ブラジル総領事館は東
京、名古屋及び浜松の 3 か所にあるところ、浜松の総領事館は静岡県を専門で管轄されて
いる。そのような事情もあり、よい連携が行えた。」旨を返答した。

また、委員から「ブラジル総領事館との連携は多文化共生対策のよい道筋となるが、協
定の締結等は考えているか。」「全国には様々な国の総領事館がある。本県の取組のような
動きが全国にも広まるとよいですね。」旨の質疑や発言があり、交通部長が「国と調整をし
つつ、今後もできることを進めていきたい。」旨を返答した。

(3) 6 月中の警察学校主要教養計画等について（警察学校）

警察学校長から、6 月中の警察学校主要教養計画等について報告があるとともに、先
般、委員から、高校・中学生を対象とした柔・剣道合同稽古会について「大学生も参加で
きるようにしてはどうか。」旨の発言があったことを受け、「8 月のオープンキャンパス
時に行われる合同稽古会では、大学生も参加可能として呼び掛けていく。」旨の報告があ
った。

2 個別決裁・報告等

- (1) 警察法施行令の一部改正について（警務課：部長）～報告
- (2) 暴力団員らによる拳銃の組織的所持事件の検挙について（捜査第四課：課長）～報告
- (3) 禁止命令等及び書面警告の発令等の状況（4 月分）について（人身安全少年課：理事官）
～決裁
- (4) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく通知書の様式に関する規程の制
定について（生活保安課：課長補佐）～決裁
- (5) 静岡県公安委員会事務専決規則の一部改正について（生活保安課：課長補佐）～決裁
- (6) 風営法に基づく許可の取消しの決定について（生活保安課：課長補佐）～決裁
- (7) 一般競争入札参加資格に関する公安委員会の認定について（審査）（運転免許課：課長補
佐）～決裁
- (8) 公安条例の取扱状況について（警備課：次席）～決裁
- (9) 苦情・相談取扱状況（4 月中）について（警察相談課：管理官）～報告
- (10) 公安委員会宛て苦情の調査結果について（警察相談課：管理官）～報告

- (11) 公安委員会宛て苦情の回答（案）について（総務課：管理官）～決裁
- (12) 公安委員会宛て文書等について（総務課：管理官）～決裁
- (13) 警察署協議会委員の辞職の申出と委嘱候補者について（総務課：管理官）～決裁

3 運転免許の行政処分

意見の聴取・聴聞実施件数は10件で、警察からの個別の説明を基に処分を決定した。